

質 問 回 答 (2 回 目)

2019 年 11 月 1 日

「(案件名) 19a00210 ケニア国モンバサゲートブリッジ建設事業詳細設計業務 (QCBS) 【有償勘定技術支援】」
 (公示日: 2019年9月25日/公示番号: 19a00210190018) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。
 ※ シェードは既に回答済みの項目です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.26「第 3 章 5.見積作成にかかる留意事項 (3)」	<p>環境社会配慮業務に関しては 24.0 人月の業務量を見積もることのご指示がございます。これに関連し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮調査は、現地再委託とすること認められるでしょうか。 ・認められる場合、当該費用は別途見積に計上することよろしいでしょうか(つまり、24.0 人月(本見積)+再委託(別途見積)という形での計上となりますでしょうか)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書案の「6. 業務の内容」>「(12)環境社会配慮関連業務」に規定されている環境社会配慮調査については、当該業務の一部を現地再委託で実施することを認めます。 ・現地再委託に係る「現地再委託費」については、見積書とは別に見積金額(別途見積)を提示することとしてください。なお、環境社会配慮業務に係る現地リソースの活用方法については、現地再委託契約で実施する方法と、ローカル技術者を個別に傭上する方法(特殊傭人費として計上)の2つがあると想定しますが、この実施方法の間の公平性を確保するため、ローカル技術者を個別に傭上する場合における「特殊傭人費」(ただし、環境社会配慮関連業務に限る。)についても、「別途見積」として提示してください。 ・これに伴い、「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」>「5. 見積書作成に係る留意事項」の(2)(別途見積の対象を記載している条項)において、以下を追加します。 <u>6)第2章 特記仕様書案6. (12)の業務の一部を現地再委託又は現地技術者を個別に傭上して実施する場合の「現地再委託費」及び/又は「特殊傭人費」</u> ・なお、環境社会配慮業務に従事する業務従事者の報酬については「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」>「5. 見積書作成に係る留意事項」の記述のとおり、24. 0人月の定量として

通番号	当該頁項目	質問	回答
			見積額に計上してください。本24人月の業務量については、特記仕様書案の脚注4. に示す通り、「業務従事月報を用いて、発注者・受注者でその進捗状況及び必要な業務従事量を確認し、業務量の調整を行う」こととしていますので、ご留意ください。
2	<p>P.24 「第3章 (6) その他特記すべき事項 1)JICAと実施機関の合意及び、2)コンサルタントの責任」</p> <p>P.30 「第4章契約書案 第5条(瑕疵担保等)」</p>	<p>24ページでは「本業務の成果品に起因/関連する損害について実施機関が受注者に対し賠償請求する場合、JICA が重ねて請求することを行わない。」、「本業務及び本業務の成果品に起因する/関連する損害について実施機関が責任を持つ」との記載がございます。一方で、30ページの記載は成果品に瑕疵がある場合、発注者が受注者に修補や損害賠償を行うことができるとの記載がございます。どちらの記載が有効となるかご教示頂ければ幸いです。</p> <p>また、発注者(JICA)が損害賠償を請求する場合、その金額の上限は発注者と受注者との契約額となりますでしょうか。</p>	<p>詳細設計業務に係る契約は、コンサルタントと JICA の間の契約ですので、一義的には設計瑕疵責任は受注者であるコンサルタントが発注者である JICA に対して負うこととなります。これが、契約書第5条の趣旨です。</p> <p>一方、成果品の一部となる「詳細設計図面」やこれを含む「入札図書(案)」は、ケニア実施機関がこれを使用することが予定されています。このため、本契約の履行完了後、JICA はケニア実施機関に対し、瑕疵担保保証付きで、詳細設計図面等の使用権を譲渡する計画です。</p> <p>この譲渡に際して JICA は、「設計瑕疵による損害が発生し、賠償請求を行う場合は、設計者であるコンサルタントに対して直接請求を行う」よう求めています。この趣旨を「JICA が重ねて請求することはない。」と表現しています。</p> <p>なお、コンサルタントと JICA の間の契約については、設計瑕疵担保責任の上限を定めていません(無限責任です)が、詳細設計図面等の使用権をケニア実施機関に譲渡するに際しては、ケニア実施機関に対して、損害賠償請求の上限額をコンサルタントと JICA との間の契約金額までとして、使用権譲渡する予定です(当該条件については、ケニア実施機関と合意文書締結済です)。</p>
3	P25 4) 賠償保険の加入	「保険料をプロポーザルにおける見積もりに含める。」と記載されていますが、外見積もりに含めるという事でしょうか。	賠償保険料を計上する場合、外見積ではなく、価格評価対象となる見積額に含めてください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	P27-P28 (6) ランプサム型の導入 2) ランプサム型導入の理由	<p>「業務の対価」及び「直接経費」を確定・精算させる手続きが不要」とのことですが、ランプサム対象となる業務については、業務従事者名簿（契約書の附属書）や同従事者の確定に係る打合簿等を提出し、配置人員の確定を貴機構と取り交わす必要がないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ランプサム対象となる業務のみに従事する業務従事者については、附属書Ⅳ「業務従事者名簿」に記載しないことを想定しています。また、当該業務従事者が新たに確定・交代した場合においても、監督職員の承諾（打合簿の作成）は不要です。</p> <p>一方、ランプサム対象業務と非対象業務の両方に従事する業務従事者がある場合、当該業務従事者がランプサム対象業務に従事した業務従事人月が非対象業務の業務従事人月として計上されていないことを、契約交渉にて確認させていただきます。</p> <p>なお、附属書Ⅳ「業務従事者名簿」に記載されない業務従事者についても、安全管理上の理由から、緊急連絡網等への記載をお願いする予定です。</p>

以 上